

7-1 昇降機(エレベーター)

■ 基本的な考え方

エレベーターは、障害者の方々にとって最も有効な垂直移動の方法です。垂直移動が必要な施設には、できる限りエレベーターを設置し、障害者等の方々が安全に利用できるよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

特別支援学校以外の学校を除く公益的施設で床面積の合計が2,000㎡以上のもの^{注)}には、次に掲げる基準に適合した昇降機(専ら駐車場の用に供される建築物については、車椅子使用者用駐車区画が設けられている階に停止するものに限る。)を設けること。ただし、当該公益的施設の利用者が外部出入口のある階でサービスを受け、又は商品を購入することができる等の措置を講じる場合については、この限りでない。

- | | |
|--------------------|--|
| 1 有効幅員 | ●昇降室の出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。 |
| 2 大きさ | ●昇降室の床面積は 1.83 ㎡以上で、奥行きは 135cm 以上とする。 |
| 3 昇降室の内部 | ●昇降室内には、昇降室の停止する予定の階を表示する装置及び昇降室の現在位置を表示する装置を設ける。
●昇降室の床面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。 |
| 4 案内、誘導 | ●昇降室内及びエレベーターホールには、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に制御装置を設ける。 |
| 5 エレベーター
ホール | ●エレベーターホールは 150cm×150cm 以上の広さとする。 |
| 6 視覚障害者用
誘導装置…※ | ●昇降室内には、昇降室が停止する予定の階並びに昇降室及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。
●エレベーターホールには、到着する昇降室の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。ただし、昇降室内に、昇降室及び昇降路の出入口の戸が開いた時に昇降室の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。
●昇降室内及びエレベーターホールに設ける制御装置(車椅子使用者用は除く)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。 |

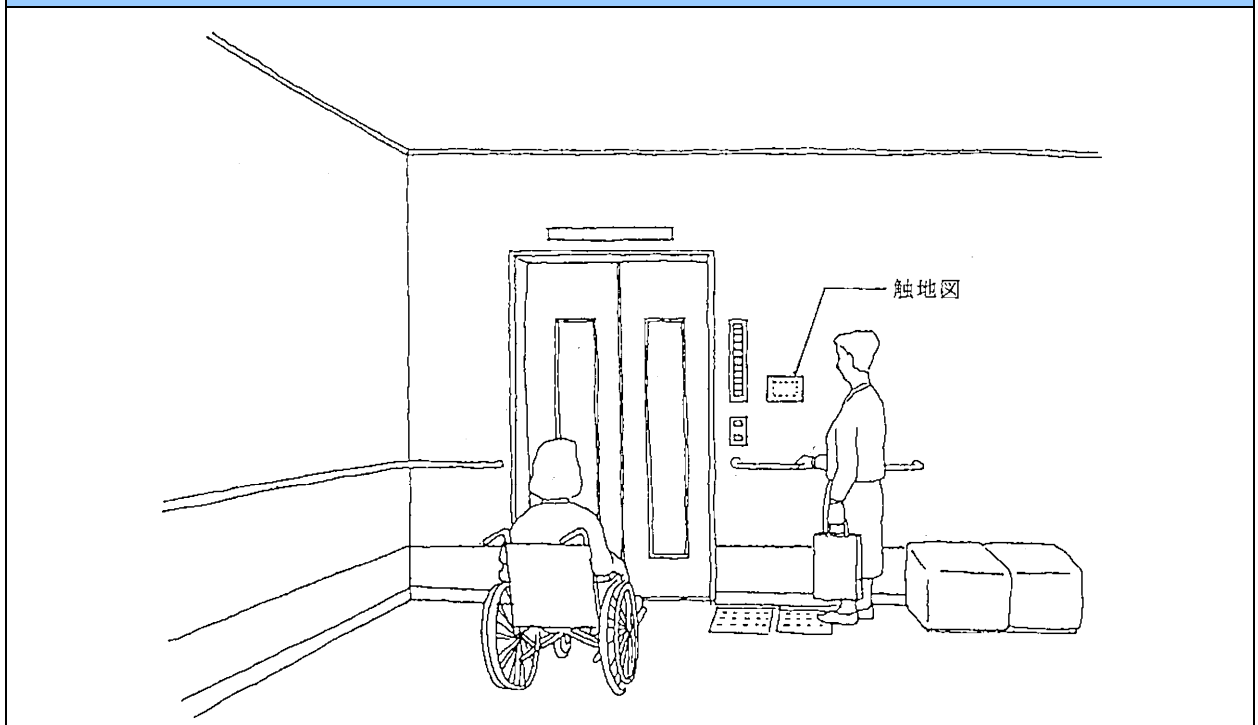
※ バリアフリー法施行令第 19 条第 2 項第 5 号りただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、除かれる。(平成 18 年国土交通省告示第 1494 号)

■ 誘導基準

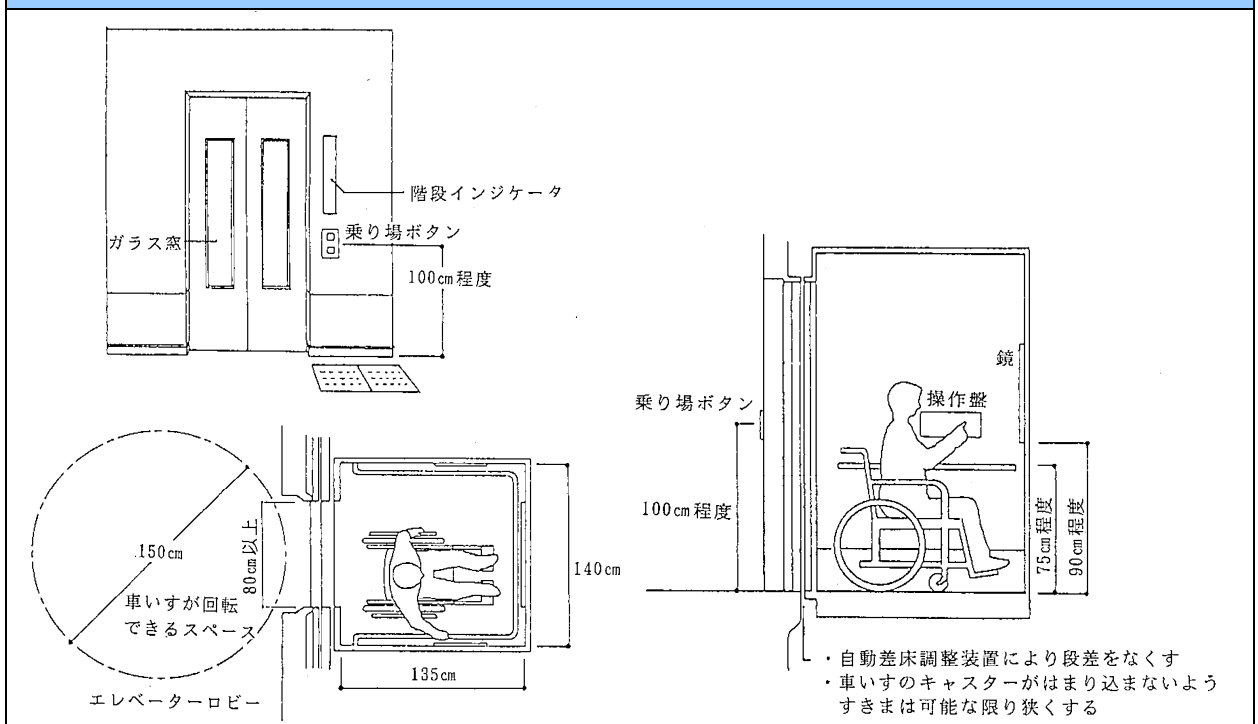
- | | |
|---------------|--|
| 1 有効幅員 | ○昇降室及び昇降路の出入口の有効幅員は、90cm 以上とすることが望ましい。 |
| 2 大きさ | ○昇降室の床面積は 2.09 m ² 以上で、奥行きは 135cm 以上とすることが望ましい。 |
| 3 乗り場ボタン | ○高さ 100cm 程度の位置に、大きくて操作しやすい専用の乗り場ボタン(戸の開放時間が 10 秒以上となるもの)を設けることが望ましい。 |
| 4 建物床と昇降室との関係 | ○自動差床調整装置を設けることが望ましい。
○車椅子のキャスターがはまり込まないよう、隙間は可能な限り狭くする。 |
| 5 昇降室の内部 | ○昇降室の正面壁面に、戸の開閉状態を確認することができる鏡(縦 90cm、横 60cm 程度のもの)を高さ 90cm の位置に取り付けることが望ましい。
○防災対策上等可能な場合は、ガラス窓を設けることが望ましい。 |
| 6 手すり | ○昇降室内の左右両側側面及び正面壁の高さ 75cm から 85cm 程度の位置に手すりを設けることが望ましい。 |
| 7 車椅子当たり | ○昇降室の床面から 15cm から 35cm 程度の高さに設置することが望ましい。 |
| 8 案内、誘導 | ○エレベーター出入口の扉から 30cm 離して注意喚起用床材を敷設することが望ましい。
○エレベーターホールには、触地図を設けることが望ましい。 |
| 9 呼出し設備 | ○昇降室の内部には、車椅子使用者が利用しやすい位置に緊急呼出しボタン及びインターホンを設けることが望ましい。 |
| 10 基準適合の国際表示 | ○障害者が利用できるよう整備されたエレベーターの入口には、障害者のための国際シンボルマークを表示することが望ましい。 |
| 11 エレベーターホール | ○エレベーターホールは 180cm × 180cm 以上の大きさとすることが望ましい。
○エレベーターホール付近に階段若しくは段を設ける場合は車椅子使用者等の転落防止策を講じるなど、その配置に十分注意する。 |

注) 整備基準は、特別支援学校以外の学校を除く公益的施設で床面積の合計が 2,000 m²以上のものに設置する昇降機が適合すべき技術基準として示されており、また、その技術基準に適合した昇降機を設置することを求めているが、その他の適用施設における昇降機の整備基準は明示的には示されていない。しかし、障害者の方々の垂直移動手段として、できる限り昇降機を設置することが望ましく、設置しようとする場合においては、整備基準に示された技術基準に適合したものとすることが望ましい。

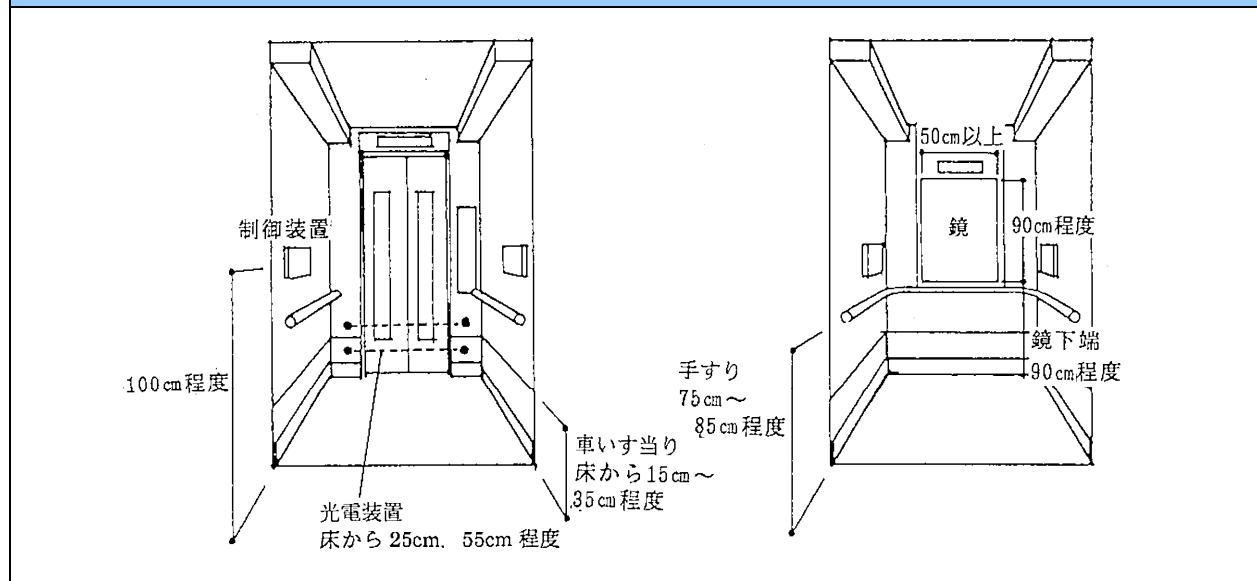
ロビー廻りの整備例



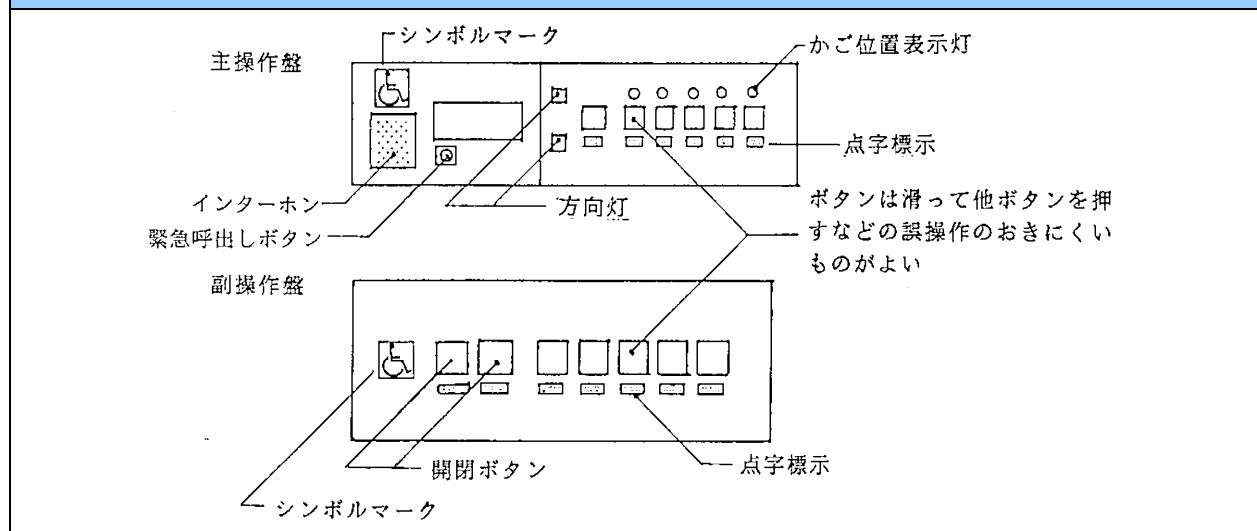
エレベーターの仕様



昇降室の内部の例



車椅子使用者用の制御装置の例



7-2 昇降機(エスカレーター)

■ 基本的な考え方

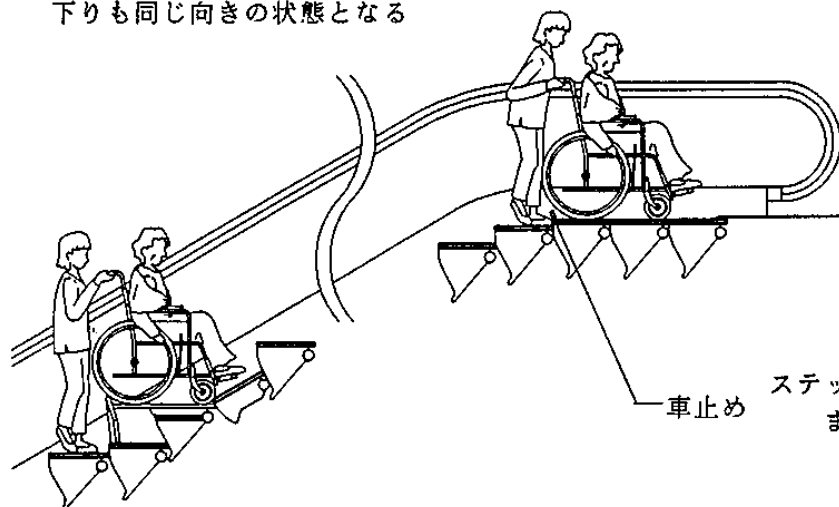
エスカレーターは、人が大量に垂直移動するのに便利で有効な方法ですが、転倒時などに大きな事故となる危険性があるため、誰もが安全に利用できるよう配慮することが必要です。

■ 誘導基準

- | | |
|-----------|--|
| 1 有効幅員 | ○有効幅員は、100cm(1200 型)とすることが望ましい。 |
| 2 手すり | ○乗降口のまわりには、長さ 150cm 以上の固定手すりを設けることが望ましい。
○乗降口の移動手すりには、長さ 120 cm以上の水平部分を設けることが望ましい。 |
| 3 ステップ | ○ステップの水平部分は 3 枚程度とし、また、定常段差となるまで 5 枚程度とすることが望ましい。
○ステップの端部や蹴込み部分両端部は、はさまれ事故、転倒事故を防止するために利用者への注意を喚起することが望ましい。黄色系でわかりやすく表示する。 |
| 4 くし板 | ○くし板は、ステップ部分と区別がつくように、色による縁取りがされていることが望ましい。
○くし板はできるだけ薄くすることが望ましい。 |
| 5 速度 | ○エスカレーターの速度は毎分 30m以下とすることが望ましい。 |
| 6 案内、誘導 | ○車椅子用エスカレーターは、車椅子で利用できることを表示する案内標示を設けることが望ましい。
○固定手すりには現在地、上り、下りがわかるよう点字による表示を行うことが望ましい。
○注意を喚起するため、音声による案内、誘導装置を設けることが望ましい。 |
| 7 呼出設備 | ○車椅子使用者及び高齢者のための、乗降口付近に呼出インターホンを設けることが望ましい。 |
| 8 非常停止ボタン | ○乗降口の近くの壁面または柱面等に非常停止ボタンを設けることが望ましい。 |

車椅子対応エスカレーターの場合

下りも同じ向きの状態となる



車止め

ステップが3枚水平になった
まま車いすを運べる